

平成31年仙審第9号

裁 決
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 五級海技士（航海）（旧就業範囲）

本件について、当海難審判所は、理事官植松正出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の五級海技士（航海）の業務を1箇月停止する。

理 由

（海難の事実）

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
平成30年12月5日16時25分
宮城県仙台塩釜港塩釜区
- 2 船舶の要目
船種 船名 貨物船A
総トン数 499トン
登録長 71.89メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出力 735キロワット

3 事実の経過

Aは、平成7年6月に進水した全通二層甲板船尾船橋型の鋼製貨物船で、a受審人ほか4人が乗り組み、空倉のまま、船首1.8メートル船尾2.6メートルの喫水をもって、同30年12月5日16時07分仙台塩釜港塩釜区を発し、茨城県日立港に向かった。

ところで、Aの操舵室は、前部中央の操舵スタンドを挟んで左右にコンソールが設けられ、左舷側から航海灯及び作業灯等の各種スイッチ盤、2号GPSプロッター、2号レーダー、1号レーダー、操舵スタンド、1号GPSプロッター、船内電話、機関操縦装置及び機関監視盤が設けられていて、1号GPSプロッターには水深を表示する機能があり、操舵スタンドから確認することができた。

また、仙台塩釜港塩釜区は、松島湾南部に位置し、代ヶ崎と馬放島との間の代ヶ崎水道を経て同区貞山ふ頭の北方に至る、東西長さ約3.9海里幅約130メートルの航路（以下「塩釜航路」という。）が設定され、同航路外一帯に陰礁や漁業施設が存在し、航路航行船舶が航路外に出ると危険なことなどから、塩釜船舶通航信号所（以下「塩釜信号所」という。）によって、同航路の西側約3分の2の管制水路を出入航する総トン数500トン以上の船舶に対する航路管制が行われていた。

a受審人は、単独で出港操船に当たり、16時12分地蔵島灯台から266度（真方位、以下同じ。）1.2海里の地点で塩釜航路に入航し、針路を087度に定め、機関を港内全速力前進にかけ、8.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、16時17分地蔵島灯台から265度980メートルの地点に至り、塩釜信号所から入航船の情報を得たことから、代ヶ崎

水道付近の塩釜航路内での行会いを避けるため、代ヶ埼東部に所在する仙台火力発電所北方沖合の泊地（以下「発電所泊地」という。）で待機することとした。

発電所泊地での待機を決めたとき、a 受審人は、同泊地の東方にある塩釜第3号灯浮標（以下「3号灯浮標」という。）付近の浅所の詳細な拡張状況について承知していなかったが、改めて確かめるまでもないと思い、作動中の1号GPSプロッターでその詳細を調べるなど、水路調査を十分に行わなかったため、3号灯浮標の西南西方約250メートルまで浅所が拡張している状況に気付かなかった。

16時20分少し前a 受審人は、塩釜航路の屈曲部に至り、地蔵島灯台から261度360メートルの地点で、針路を103度に転じて続航した。

a 受審人は、16時21分半地蔵島灯台から158度160メートルの地点で、入航船を待機するため針路を発電所泊地に向く108度に転じて機関を中立としたのち、塩釜航路から出たところで、惰力を落とすため機関を後進にかけたのち中立運転とし、折からの北西風の影響で圧流されながら緩やかに左回頭する状況下、スラスタを断続的に使用して船首方向が045度の一定に向くように姿勢制御を行いながら漂泊した。

こうして、a 受審人は、前示浅所に向かって圧流されながら漂泊を続け、16時25分地蔵島灯台から120度650メートルの地点において、Aは、船首が045度を向き0.1ノットの速力で圧流されながら、3号灯浮標の西南西方約250メートルの浅所に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力4の北西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、日没時刻は16時16分であった。

その結果、船首部及び船尾部船底外板に凹損等を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、仙台塩釜港塩釜区において、水路調査が不十分で、3号灯浮標の西南西方に拡張する浅所に向かって圧流されたことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、仙台塩釜港塩釜区において、塩釜航路内で入航船との行会いを避けるため、同航路外の発電所泊地で待機する場合、3号灯浮標の付近に浅所が存在することを知っていたものの、その拡張状況について承知していなかったのだから、同浅所に乗り揚げることのないよう、作動中の1号GPSプロッターでその詳細を調べるなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、改めて確かめるまでもないと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、3号灯浮標の西南西方約250メートルまで浅所が拡張する状況に気付かず、同浅所に向かって圧流されて乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和2年1月9日

仙台地方海難審判所

審判官 杉 谷 昭